

感染症法改正に関する緊急声明

2021年1月28日

全国B型肝炎訴訟原告団 代表 田中義信

同 弁護士団 代表 佐藤哲之

現在、新型コロナウイルス感染症への対応として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正が国会において議論されています。

1月22日に閣議決定された感染症法改正案においては、新型コロナウイルス感染症の患者・感染者に対する入院勧告に対しこれを拒否したり入院措置に反した場合や、積極的疫学調査に対して正当な理由なく虚偽申告や拒否をした場合に懲役・罰金を含む刑事罰を科すことが盛り込まれています。

しかしながら私たちは、わが国における最大の感染症とされるウイルス性肝炎の患者団体であるとともに、過去の公衆衛生行政の誤りによりB型肝炎ウイルスに感染した被害者団体として、現在の感染症法改正議論に関し次の2点を強く求めます。

- ① 感染症の制御は国民の理解と協力のもとになされるべきであり、患者・感染者の入院や検査・情報提供に関して刑事罰を科すことでこれを強要しないこと
- ② 患者・感染者とその関係者に対する偏見・差別行為を防止するとともに、これらの者の個人情報保護に最大限の配慮がなされる適切・有効な措置をとること

上記2点を求める理由は次のとおりです。

① 感染症法の基本理念と患者・感染者の人権尊重

現行感染症法は、感染症に関する諸施策を「感染症患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進される」ことを基本理念としています(同法2条)。

この基本理念は、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれの無い差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」とともに、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保」することが必要であるとの認識に支えられています。

わが国ではかつて、結核・ハンセン病では患者・感染者の法的な強制収容がなされ、蔓延防止の名目のもと、科学的根拠が乏しい中で著しい人権侵害がなされました。また、性感染症や後天性免疫不全症候群への対策において、強制的な措置を実施した多くの国でも同様の人権侵害を経験してきました。感染症法の基本理念は、こうした歴史的事実に対する深い反省に基づいています。

② 患者・感染者にのみ個人責任を負わせることの不当性

例えば入院措置を拒否する感染者には、措置により阻害される「就労」や「家庭生活」といった「社会

的役割の喪失」や、周囲からの「偏見・差別のおそれ」といった理由がありえます。実際に、新型コロナウイルス感染症の患者・感染者、さらには治療にあたる医療従事者への偏見・差別事例の存在が広く報道されています。

こうした状況を抑止する有効な対策なしに、感染者個人のみ刑事責任を負担させることは不当であると言わざるを得ません。

③ 公衆衛生上のデメリット

また、刑事罰を科されることを恐れるあまり、患者・感染者が検査結果を隠したり検査自体を受けなくなれば、感染状況の正確な把握ができなくなり、かえって感染制御が困難になることが想定されます。そして、刑事罰を伴う強制は、感染者を「犯罪者」と扱うことにより国民の中に恐怖や不安、偏見・差別を惹起することにもつながり、感染症対策をはじめとする公衆衛生施策において大切な国民の主体的・積極的な参加と協力を妨げるおそれすらあります。

過去の公衆衛生行政の誤りによりウイルス感染の被害を受け、偏見・差別の経験をしてきた被害者団体・患者団体として、私たちは今回の感染症法改正に伴う刑事罰導入にあらためて反対の意思を表明いたします。

以 上